

# ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯または川崎市ひとり親等家庭医療費助成の医療証をお持ちの世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童扶養手当を受給している世帯またはひとり親家庭医療費助成の医療証をお持ちの世帯の親（就労していても「子」は制度の対象になりません）</li><li>・就労しており、会社から通勤交通費がでていない、又は一部しか出ていない方</li></ul> ※児童扶養手当受給者とは、児童扶養手当の振り込みがある方です。 <b>※生活保護を受けている方は、生活保護において同様の支援が実施されておりますので、担当ケースワーカーに御相談ください。</b>
認定基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・通勤経路は最も経済的な経路及び方法（必要最小限度の実費）</li></ul> ※特急、指定席等の料金は含みません。 <ul style="list-style-type: none"><li>・自宅から会社までの距離が片道2キロ以上であること</li><li>・自宅から駅まで、または駅から会社までバスを利用する場合、利用区間の走行距離が片道1キロ以上であること</li></ul> ※基準に満たない距離であっても、交通機関を利用しないと著しく通勤が困難な場合はお問い合わせください
助成金額	<b>令和6年3月分までの交通費→月額8,000円</b> <b>令和6年4月分以降の交通費→月額9,000円を上限額として、次のとおり助成します。</b>  ■定期券購入の場合 ⇒ 6か月通勤定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し、助成します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・JR通勤定期券を使用する場合は、「JR通勤定期券割引制度」を活用してください。割引（3割引）後の金額に基づき助成金額を算出します。</li></ul> <b>※JR通勤定期券を割引で購入するために必要な「証明書」は、各区役所児童家庭課又は各地区健康福祉ステーションで交付しています。</b> 手続きに必要なもの・・・児童扶養手当証書・証明写真(縦4cm×横3cm)・印鑑 JR駅窓口で「証明書」を呈示・提出し、定期券を購入してください。 ■現金（IC含む）の場合 ⇒ IC料金等最も安価な料金により助成します。
申請方法	<b>■オンライン申請</b> <b>オンラインでも申請できるようになりました。</b> <b>オンラインでの申請は勤務先が1つで申請期間中、同一の通勤ルートで通勤している場合のみ可能です。1回の申請で最大6ヶ月分申請可能です。</b>  右のQRコードまたは下記のURLから御申請ください。 (URL) <a href="https://logoform.jp/form/FUQz/192560">https://logoform.jp/form/FUQz/192560</a> (※申請に必要な書類は裏面をご確認ください。)  <b>■郵送</b> 裏面に記載されている必要書類を以下の宛先まで御送付ください。 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当 宛て ※宛先の用紙はホームページ ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000107992.html">https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000107992.html</a> ) にも掲載しています。



<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付申請書（第1号様式）（郵送の方）</li> <li>・就労等証明書（ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付申請用）（第2号様式）（全員必須） オンラインの場合は画像またはワード・PDF等のデータが必要です。 ※会社の都合等で就労等証明書を用意できない場合は御相談ください。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="371 353 1417 548"> <tr> <td>定期券購入の方</td> <td>申請月より先の月の分を申請する場合は、就労見込として記載してください。</td> </tr> <tr> <td>現金（IC含む）を含む方</td> <td>申請する月の終了後（運賃支払い後）に、申請する月の就労結果を記載してもらってください。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当受給されていない方は、初回のみ振込の口座指定が必要です。 郵送の場合は指定口座登録等の届出書及び通帳またはカードの写し オンラインの場合は、通帳・カード等の振込先がわかる画像データが必要です。</li> <li>・購入した定期券の写し（該当する方のみ） オンラインの場合は、定期券の画像データが必要です</li> </ul> <p>※申請書等は、ホームページ（<a href="https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000107992.html">https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000107992.html</a>）にも掲載しています。 また、各区役所児童家庭課及び各地区健康福祉ステーションでもお渡しします。</p>	定期券購入の方	申請月より先の月の分を申請する場合は、就労見込として記載してください。	現金（IC含む）を含む方	申請する月の終了後（運賃支払い後）に、申請する月の就労結果を記載してもらってください。
定期券購入の方	申請月より先の月の分を申請する場合は、就労見込として記載してください。				
現金（IC含む）を含む方	申請する月の終了後（運賃支払い後）に、申請する月の就労結果を記載してもらってください。				
<p>申請時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請期限は購入された定期券の有効期間開始日から1年後の月末です。 （現金（IC含む）払いの場合の申請期限は、運賃支払日から1年後の月末です。） 《例》 有効期間開始日が令和6年4月1日の定期券の申請期限は令和7年4月30日です。</li> <li>●申請は月単位で一度限りとなります。 同月分の申請を2回に分割して行うことはできません。</li> <li>■定期券のみ購入の場合 → 定期券購入後</li> <li>■現金（IC含む）の場合 → 申請月の終了後（運賃支払い後の申請）</li> </ul> <p>《定期券購入と現金払いの両方がある方について》 現金の場合と同様に、<b>申請月の終了後の申請となります。</b></p> <p>※ただし、定期券分のみで月額9,000円（令和6年3月分までは8,000円）を超える場合は、定期券購入後に申請することが可能です。</p>				
<p>助成金の支払いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎月15日までに、市役所に到着した申請書 →翌月末に支払（ただし、月末が土日祝日の場合はその前日）</li> <li>■毎月16日以降に市役所に到着した申請書 →翌々月末に支払（ただし、月末が土日祝日の場合はその前日）</li> </ul> <p>《令和6年度の支払日の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月15日までに市役所に到着した書類 → 5月31日（金）に支払</li> <li>・5月15日までに市役所に到着した書類 → 6月28日（金）に支払</li> </ul> <p>※記入漏れ、不足書類があった場合には追加の書類提出を依頼します。 この場合、すべての書類が揃った日が到着日となりますので御注意ください。</p> <p>【振込先】児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当の支給口座にお振込みいたします。ひとり親家庭等医療費助成の医療証のみお持ちの方は、御指定いただいた口座へお振込みいたします。</p>				

**問合せ先**

川崎市こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電話 044-200-2709